

「佐賀さいこうアート推進事業」企画運営等業務委託仕様書

1 目的

多彩な文化芸術に出会い、楽しむ機会を提供することにより、文化芸術活動の裾野を広げるとともに、佐賀県には文化的、歴史的な魅力があることを県民に再発見・再認識してもらい、また、その魅力を県内外に発信することにより地域の活性化を図ることを目的として、本件業務を委託する。

2 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月19日（木曜日）までとする。

3 事業概要

「佐賀さいこうアートプロジェクト2025」として、複数のイベントを統一したイメージで展開。アートで佐賀を“再興”し、人々に楽しさや感動を与える“最高”の佐賀を創り出す。なお、今回の業務で委託するイベントは下記のとおり。

(1) 佐賀さいこうフェス Vol.10

期 間	令和7年（2025年）10月18日（土曜日）、19日（日曜日）
会 場	佐賀城公園（佐賀県立博物館・美術館、佐賀城本丸歴史館周辺）
その他	両日、必要な区間について、交通規制（車両通行止め）を実施予定
内 容	特設ステージでの音楽ライブ、アートの展示・ワークショップ、第10回記念企画、障害福祉サービス事業所等によるマルシェ 等

(2) 第25回佐賀県障がい者文化芸術作品展

期 間	令和7年（2025年）12月5日（金曜日）から14日（日曜日）まで ※12月8日（月曜日）は休館日
設営期間	11月27日（木曜日）から12月4日（木曜日）まで
撤去期間	12月15日（月曜日）の12時から16時
会 場	佐賀県立美術館3号・4号展示室

4 委託業務の内容

(1) 佐賀さいこうフェス Vol.10 の企画・運営に関する業務

当イベントは「アート」と「音楽」の要素を持つものであり、会場は統一感のあるデザイン、トーンの装飾を行い、この二つの要素が来場者に伝わるような雰囲気演出する。なお、年齢や性別、障がいの有無などに関わらずより多くの県民が参加しやすく、楽しめるイベントとなるような企画・工夫を行い、運営にあたっては、障がいのある人の特性に応じた情報保障の提供や移動円滑化・支援等（以下、「情報保障等」という。）、来場者に対する合理的配慮に留意すること。

ア 佐賀さいこうフェス Vol.10 全般に係る運營業務

- (ア) スケジュール、進行管理マニュアル（進行シナリオ、会場レイアウト図等）、各種マニュアルの作成し、高いレベルで機能するプロジェクト管理及び実施
- (イ) 情報保障等を含む合理的配慮の実施
- (ウ) 会場レイアウト、会場設営・撤去、交通規制、関係者等駐車場の設営・撤去、原状回復（芝生等の復旧等）に係る一切の業務（備品の借り上げ使用料を含む。）

- (エ)全体装飾（照明・表示板・音響 等）
- (オ)アート関連装飾物の演出
- (カ)各種看板（歩行者天国案内表示看板含む）の制作、設置、撤去
- (キ)仮設トイレ、救護室、授乳室、バリアフリー観覧スペース、サポートボランティアスタッフ等の配置
- (ク)会場内外の賑わいづくり
- (ケ)参加者の誘導及び安全対策
- (コ)会場内、会場周辺及び関係者等駐車場への警備員の配置
- (ク)県が手配するサポートボランティアスタッフに支給する昼食及びお礼品の手配及びボランティアTシャツ（県貸与）のクリーニング
（数量(2日間延べ数)：昼食10食、焼菓子20セット、Tシャツ20枚）
- (シ)特設メインステージ横大型ビジョンの設営及び同ビジョンを使用した演出
（ステージ上での音楽ライブの様子や他会場の様子を映す）
- (ス)高レベルのアウトプットを目指し、スケジュールの遅延や品質の低下を避けるため、スケジュール表を用いたプロジェクト管理を徹底し、週次などで定期的な打ち合わせの実施
- (セ)その他実施に係る必要な業務

イ 特設ステージでの音楽ライブイベント等に関する業務

第一線で活躍する県出身アーティスト等が出演するライブイベントを実施する。県出身アーティストを基本にしつつも、10代後半から20代の集客につながるような知名度の高いアーティストの招聘に係る手配及び調整を行う。

- (ア)ライブイベントの企画（実施内容、出演者の選定、会場、出演料、連絡調整 等）
- (イ)ライブイベントの運営（出演者対応、司会・スタッフ手配、ステージディレクターの配置、進行管理、受付・案内、人員整理 等）

ウ アートの展示・ワークショップ等に関する業務

参加者と県出身アーティスト等が共同で作品を制作するワークショップ、出演アーティストのグッズ販売に係る各種調整、パフォーマンス、作品展示等を実施する。なお、作品展示を実施する場合は、「佐賀さいこうフェス Vol.10」終了後の活用方法も踏まえて実施計画を策定すること。

- (ア)イベントの企画（実施内容、日程、会場、アーティスト等の選定、謝金、連絡調整 等）
- (イ)イベントの運営（アートディレクターの配置、スタッフ手配、アーティスト等対応、進行管理 等）

※アートディレクターについては、「イ 特設ステージでの音楽ライブイベントに関する業務」におけるステージディレクターと重複しないようにすること。

エ 笑顔 de さいこうマルシェに関する業務

障がいのある方への理解促進及び施設で働く障がいのある方の工賃の向上を図るため、また幅広い層の集客につなげるため、障害福祉サービス事業所によるマルシェを実施する。（障害福祉サービス事業所 約26事業所）

なお、販売会に出店する障害福祉サービス事業所の募集は、佐賀県共同受注支援窓口を通じて行う。

オ 障害福祉サービス事業所のパフォーマンスに関する業務

県内の障害福祉サービス事業所によるバンド等の演奏を実施する。なお、出演事業所は、県で調整する。

(ア) イベントの企画（実施内容、広報、連絡調整 等）

(イ) イベントの運営（スタッフ手配、進行管理、人員整理 等）

カ 学生をターゲットとしたイベントに関する業務

県内の高校生・大学生等の学生をメインターゲットとして、当イベントの認知度を高め、集客につながるようなイベント等を実施する。

また、イベント当日に高校総文祭の写真部門の展示等が県立博物館で実施されるため、高校写真部とコラボしたイベントを実施する。

(ア) イベントの企画（実施内容、広報、連絡調整 等）

(イ) イベントの運営（スタッフ手配、進行管理、人員整理 等）

キ 記録写真・映像制作

佐賀さいこうフェスの賑いの様子など、今後の PR に活用できる素材を撮影し、下記の(ア)及び(イ)の動画を制作する。動画は、CD-R または DVD にて納品すること。なお、撮影した動画の編集前のデータについては、次年度以降も活用できるよう保管しておくこと。

(ア) 映像記録用としての 10 分程度の動画

撮影した動画を編集し、佐賀さいこうフェス全体の様子が見えるような動画

(イ) 次年度の広報に使用できるような 1 分程度の動画

撮影した動画を編集し、佐賀さいこうアートプロジェクトのコンセプトに合うようなイメージ動画

ク 他イベントとの連携

期間中に会場付近で開催予定の県関連イベント（タイフェス、森川海人っフェス等）の運営を行う事業者等との情報共有など、全体を統括して連携や調整を行う。

ケ 佐賀城公園内の文化施設等の周遊

会場内外の賑わいづくりの一環として、さいこうフェス当日に佐賀城公園の文化施設を周遊してもらい取り組みを行う。

コ 佐賀さいこうフェス第 10 回記念企画

イベント開催 10 回目を記念した企画を実施する。

(ア) 佐賀城のお堀・石垣等を利用した巨大アートの制作・展示

イベント 1 週間前までに完成させ、イベント後も 1 週間程度継続的に展示する。

(イ) 県立博物館・美術館でナイトミュージアムの実施

実施期間は 10 月 18 日（土曜日）、19 日（日曜日）の 18:30～21:00 とする。

(ウ) 佐賀さいこうフェス 10 周年ロゴ、メインビジュアルの制作

(エ) (ア)～(ウ)の企画プロデュースを行うクリエイティブディレクターの配置

(2) 佐賀県障がい者文化芸術作品展の作品展示及び会場設営に関する業務

障がい者の文化芸術活動への参加を推進し、社会参加につないでいくことを目的に開催している「第25回佐賀県障がい者文化芸術作品展」について、下記の業務を行う。

ア 応募作品の展示企画、展示及び撤去作業

イ 会場設営及び撤去作業

※応募作品の受付、審査、表彰、作品展の運営は業務に含まない

ウ 作品展のチラシデザインに採用した作品の展示企画、作品借用、展示及び撤去作業

【参考】令和6年度展示作品数 575点

エ 入賞者作品の巡回展（作品展の会期終了後、県が指定する会場において）

オ 運営サポート（作品展及び巡回展の会期中の監視員1名の派遣）

カ 銅賞以上の入賞作品の撮影

(3) 「ピアノの駅」に関する業務

ピアノを通じた交流が生まれることを目的とし、県内の鉄道駅等に誰もが自由に弾けるピアノを設置。現在、JR新鳥栖駅、JR小城駅に設置している。

ア 既設ピアノの維持管理（調律（各1回）、メンテナンスが必要な場合の手配）

イ ピアノの新規設置・移設等が必要になった場合の運搬・調律対応等

(4) 広報に関する業務

複数の事業を統括し、「佐賀さいこうアートプロジェクト2025」として一体的なプロモーションを実施する。

また、参加者の増加を図るとともに、県民が佐賀県の文化的、歴史的な魅力を再発見・再認識できるよう、戦略的な広報計画を策定したうえで、効果的な手法による広報を実施する。なお、広報計画の策定及び実施にあたっては、参加者として、障がいのある人や外国人等それぞれの特性に応じた情報保障の検討・提供を行うこと。

ア チラシ、ポスター等の制作及び発送

各事業のチラシ等制作物は次のとおり。必要な部数を算出し、制作するものとする。また、佐賀さいこうフェスの広報については、同時開催イベントについても一体的に紹介するものとする。

事業名	制作物
佐賀さいこうフェス Vol.10	・チラシ 【参考】R6 制作枚数：100,000枚 ・当日プログラム 【参考】R6 制作枚数：10,000枚
第25回佐賀県障がい者文化芸術作品展	・チラシ（作品募集） 【参考】R6 制作枚数：8,000枚 ・チラシ（開催告知） 【参考】R6 制作枚数：1,000枚 ・ポスター 【参考】R6 制作枚数：10枚

イ ホームページの制作及び保守管理

佐賀さいこうアートプロジェクトホームページ (<https://sagasaiko-art.com/>) 内佐賀さいこうフェスページをデザイン性に優れ、スマートフォンで閲覧しやすい形式で新規に制作し、令和7年度の情報発信に加え、平成28年度からの実施概要をまとめたアーカイブページも閲覧可能なホームページとすること。また同ホームページの保守管理を併せて実施すること。

ウ 各種情報発信媒体を活用した情報発信及び広報用動画の作成

佐賀県、福岡県内の駅等のデジタルサイネージ、SNS 広告、SNS 投稿、各種メディア等、各種情報発信媒体を活用した情報発信を実施すること。また、広報用に30秒程度の縦型動画を作成すること。

エ 県が広報等で使用できる各事業の写真撮影（CD-R または DVD にて納品すること）

(5) 効果測定に関する業務

各イベントの参加者数をカウントし報告を行う。また、佐賀さいこうフェス及び佐賀県障がい者文化芸術作品展の参加者へアンケートを実施し、集計及び報告を行う。

(6) その他「佐賀さいこうアートプロジェクト2025」の実施に必要な業務全般

5 留意事項

- ・委託業務の実施については、県文化課及び県が指定する有識者等と、受託者との協議を行い、決定すること。
- ・事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ・本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行う。
- ・設備・資機材は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。
- ・受託者は本事業の実施にあたって必要な保険に加入すること。なお、加入後は保険書類の写しを県文化課に提出すること。
- ・真にやむを得ない理由がある場合は、イベント等の開催の時期及び場所等について変更する場合がある。その際は佐賀県と受託者との協議によって決定する。
- ・受託者による会場の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- ・本事業において、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- ・本事業において作成される成果物の著作権については、全て佐賀県に帰属する。ただし、企画競争に応募された著作物についての著作権は除く。本事業において作成された成果物への著作者人格権は行使しないものとする。
- ・委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。